自己点検表

各点検項目について確認した結果を「点検結果」の □ に ✓チェックし、不適の場合はその事由等を記載してください。

事業所名()

〇集団指導

→介護保険施設等の指導監督について(令和4年3月31日付老発0331第6号、厚生労働省老健局長通知、別添1「介護保 険施設等指導指針」)

点検項目	確認事項	点検	結果	「不適」の場合の事由及び改善方法、その	
点 快 填 口	唯心学先	適	不適		
集団指導	本市が実施する集団指導に出席等していますか。 <過去2年の出席状況> 令和 年度・・・(出席・欠席) 令和 年度・・・(出席・欠席) <p>令和 年度・・・(出席・欠席) ※「欠席」したことがある場合は、右側の「不適」の場合の事由等の欄に「欠席」した理由を記載してください。 >集団指導の内容は参加者が参加する意味のあるものとなるように、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を中心としたカリキュラムとすることから、本市は集団指導への参加を重要であるものと考えています。 >集団指導を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、次回集団指導は、必ず出席してください。</p>				

〇(介護予防)短期入所療養介護 (定義及び基本方針、人員、設備、運営の基準)

※根拠

- ※依拠 →介護保険法(以下「法」という。) → 庭児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。) → 庭児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「予防条例」という。)

点検項目	確認事項	点検	結果	「不適」の場合の事由及び改善方法、その
及び根拠法令等	HE HILL T - X	適	不適	
I 定義及び	基本方針			
1. 定義	「短期入所療養介護」とは、居宅要介護者(その治療の必要の程度にに限る。)について、介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める			
法第8条第10項	施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の世話を行うことをいう。	也必要	な医	療並びに日常生活上
法第8条の2第8項	「介護予防短期入所療養介護」とは、居宅要支援者(その治療の必要めるものに限る。)について、介護老人保健施設その他の厚生労働省令せ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活	で定 当該	める 施設(施設に短期間入所さ こおいて看護、医学的
2. 一般原則 条例第3条 予防条例第3条	(1)利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った サービスの提供に努めなければならない。			
	(2)事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の居宅(介護予防)サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。			

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その
及び根拠法令等	惟祕争填	適	不適	他
2. 一般原則 条例第3条 予防条例第3条	(3)利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。			
	(4)サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。			
	(5)申請者は、法人とする。			
3. 基本方針 条例第188条	指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護(以下「指定短期入 所療養介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、 その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自 立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下におけ る介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行 うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精 神的負担の軽減を図るものでなければならない。			
予防条例第172条	指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護(以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。			
Ⅱ 人員に関				
1. 従業者の員数 条例第189条 予防条例第173条	(1) 指定短期入所療養介護事業者が当該事業を行う事業所ごとに置く べき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「短期入所療 養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりと配置されていますか。			
	①介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員(「看護師及び准看護師」をいう。以下同じ) 介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は 管理栄養士の員数は、介護老人保健施設として必要とされる数が確保 されるために必要な数以上。			
	②療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員(医療法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上。			
	③診療所(②に該当するものを除く)である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置。			
	④介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及 び栄養士又は管理栄養士の員数は、介護医療院として必要とされる数 が確保されるために必要な数以上。			
	(2)指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが、同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第173条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			

点検項目	確認事項	点検	結果	「不適」の場合の事由 及び改善方法、その
及び根拠法令等	WE 心 子 失	適	不適	
Ⅲ 設備に関	する基準			
1. 設備等 条例第190条 予防条例第174条	(1)介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備 (ユニット型介護老人保健施設に関するものを除く。)を有すること。			
	(2)療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。			
	(3)診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 ①指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。 ②浴室を有すること。 ③機能訓練を行うための場所を有すること。			
	(4)介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット 型介護医療院に関するものを除く。)を有すること。			
	(5)(2)及び(3)に該当する指定短期入所療養介護事業所 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有すること。			
	(6)指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等条例第174条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)から(5)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。			
Ⅳ 運営に関	 する基準	l		
1. 内容及び手続の 説明及び同意 条例第203条準用条 例第151条	(1)事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者 又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の 勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められ る重要事項を記した文書を交付して説明を行っていますか。 > 重要事項の主な内容 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務の体制 ・利用料(保険給付対象外の費用も含む) ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 など			
	(2) 当該事業所からサービスの提供を受けることについて、利用申込者の同意を得ていますか。▶利用者の同意は、書面での確認が望ましい。			
2. 対象者 条例第191条 予防条例第175条	事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室において指定短期入所療養介護を提供していますか。			

点検項目	74577 ÷ 47			「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その 他
3. 指定(介護予防) 短期入所療養介護の 開始及び終了 203条準用第152条 第2項 予防条例第181条準 用予防条例第134条	事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。			
4. 提供拒否の禁止 条例第203条準用条 例第9条 予防条例第181条準 用予防条例第50条 の3	事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。 →事例(有・無) →正当な理由 ①事業所の現員から応じきれない場合 ②申込者の現住地が通常の事業の実施地域外である場合 ③その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難と判断した場合			
例第10条	常時に当該サービスを提供する地域をいう。等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 >事前に近隣の事業所等の情報を収集するなど、問題発生時に必要な措置を速やかに講じるための準備をしているか。			
6. 受給資格等の確認 条例第203条準用条 例第11条 予防条例第181条準 用予防条例第50条 の5	事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 ◇計画等に、保険者番号、要介護状態区分、有効期間等を記載していることが望ましい。			
	(2)事業者は、(1)の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。 →認定審査会意見とは、サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項。 →事例(有・無)			
定の申請に係る援助	(1)事業者は、サービスの提供の開始に際し、要支援・要介護認定を受けていない利用申込者については、要支援・要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ▶ 利用申込者が要介護認定又は要支援・要支援認定を受けていない場合は、既に要支援・要介護認定の申請をしているかを確認しているか。 ▶ 認定の申請日は、市が申請書を受理した日とされており緊急のサービス提供の場合等は、十分に市と連携をとっているか。 (2)事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、			
	要支援・要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援・要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 > 通常、更新申請は、有効期間終了の60日前から遅くとも30日前に申請されるよう、居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行う。			

点検項目				「不適」の場合の事由	
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その 他	
例第13条 予防条例第181条準	事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 → 開催状況や事業所の出席状況は適切か。開催されていない場合は、それに代わる対応を講じているか。				
9. 決定代理受領 サービスの提供を受けるための援助 条例第203条準用条 例第15条	事業者は、サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明し、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。 > サービス計画が作成されていないと償還払いとなるが、利用者は全額利用料を支払う必要があるので、現物給付ができるよう必要な援助を行うことが必要。				
ビス費の支給を受けるための援助 予防条例第181条準	事業者は、サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその 家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に 依頼する旨を市に対して届け出ること等により、介護予防サービス費 の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者 に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受 けるために必要な援助を行っていますか。				
の提供	事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 >→サービス提供票の活用は適正か。計画は、居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。				
の記録	(1)事業者は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費・居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画・居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。 > 利用者及び事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握するために行うものとなっているか。 > 利用者が所持する書面(例えば、サービス利用票)への記録が想定されるが、これに代わる記録票等でもよい。				
	(2)事業者は、サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 ▶「その他適切な方法」→利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法。				
12. 利用料等の受領 条例第192条 予防条例第176条	(1)事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際は、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。 ➢利用者負担額(介護保険負担割合証に定める割合の額)の支払いを受けているか。 ➢ 割引率の設定を市に届けずに端数処理等不適正な処理を行っていないか。				

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その
及び根拠法令等	惟応争埧	適	不適	
12. 利用料等の受領 条例第192条 予防条例第176条	(2)事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。 ▶費用の全額(10割相当額)の支払いを受けているか。			
	(3)事業者は、(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用 の額の支払を利用者から受けていますか。			
	→保険給付の対象外の便宜に係る費用は実費相当額を利用者から徴収できるが、あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示されることが必要である。 なお、嗜好品の購入等サービスの提供とは関係のない便宜の供与に関する費用徴収とは区分される。			
	①食事の提供に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利 用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費 用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用 者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、 同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)			
	→受領の有無(有・無)			
	②滞在に要する費用 (法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利 用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準 費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利 用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合 は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額)を限度とす る。)			
	→受領の有無(有・無)			
	③厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 →受領の有無(有・無)			
	④厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事			
	の提供を行ったことに伴い必要となる費用 →受領の有無(有 ・ 無)			
	⑤送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)			
	→受領の有無(有・無) ▶利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要な利用者に対して加算しているか。			
	⑥理美容代			
	→受領の有無(有・無) >実費相当額であるか。			
	⑦①から⑥に掲げるもののほか、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの			
	→受領の有無(有・無)			
	(4)(3)の①から④までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとなっていますか。			
	>①から④までの費用は、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)及び厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年厚生省告示第123号)の定めるところによるものとする。			

点検項目	765D = -I	点検結果		果「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その 他
12. 利用料等の受領 条例第192条 予防条例第176条	(5)事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ていますか。ただし、(3)の①から④までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 > 運営規程等説明を行う書面は、利用者にわかりやすく内容が適当か。また、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けているか。			
	(6) 利用者に対し、領収証を交付していますか。 > 領収証は受領の都度交付しているか。 > 消費税の取扱いは適正か。			
	(7)領収証には、利用者から支払を受けた費用の額のうち、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に係るものとその他の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 A 領収証は次の区分を明確にしているか。 ①介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額②その他の費用の額(個別に区分)			
付 条例第203条準用条 例第21条 予防条例第181条準	料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。			
14. 指定短期入所療養介護の取扱方針 条例第193条	(1)事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行っていますか。			
	(2)指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配意して行っていますか。			
	(3)短期入所療養介護従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切 丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項につい て、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。			
条例第193条 予防条例第177条	(4)事業者は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。			
※令和7年4月1日 より、義務化となり ます。	(5)事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。 (6)事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。			
	③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための 研修を定期的に実施すること。			

点検項目	確認事項	点検	結果	「不適」の場合の事由及び改善方法、その
及び根拠法令等	惟祕争填	適	不適	他
14. 指定短期入所療養介護の取扱方針 条例第193条	(7)短期入所療養介護事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。			
	(1)サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。			
予防条例第182条	(2)事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。			
	(3)事業者は、サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当っていますか。			
	(4)事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。			
	(5)事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。			
	(1)サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。			
	(2)事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、(1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成していますか。			
	(3)計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。			
	(4)事業所の管理者は、計画の作成に当たっては、その内容について 利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。			
	(5)事業所の管理者は、計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付していますか。			
	(6)サービスの提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。			
	(7)サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。			
17. 短期入所療養介 護計画の作成 条例第194条	(1)事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、サービスの提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成していますか。			

点検項目	確認事項			「不適」の場合の事由及び改善方法、その
及び根拠法令等		適	不適	他
17. 短期入所療養介護計画の作成 条例第194条	(2)短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。			
	(3)事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。			
	(4)事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付していますか。			
18. 診療の方針 条例第195条	医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとなっていますか。			
予防条例第184条	(1)診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病 又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行ってい ますか。			
	(2)診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の 状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、 心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行っています か。			
	(3)常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っていますか。			
	(4)検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切 に行っていますか。			
	(5)特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が 定めるもののほか行っていませんか。			
	(6)別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用 し、又は処方していませんか。			
	(7)入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じていますか。			
19. 食事 条例第198条	(1)利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われていますか。			
予防条例第187条	→利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の入所者の栄養状態に応じた栄養管理を行うとともに、摂食・嚥下機能その他の入所者の身体の状況や食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内容とすること。 →食事の提供時間 ・朝食(時から 時) ・昼食(時から 時) ・夕食(時から 時)			
	→夕食時間は午後6時以降が望ましいが、早くても午後5時以降となっているか。 > 食事の提供に関する業務委託(あり・なし)			
	(業務委託先:) ▶利用者に対しては適切な栄養食事相談を行う必要があること。			
	★食事内容については、当該施設の医師又は栄養士若しくは管理栄養士を含む会議において検討が加えられなければならないこと。			
	(2)利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床 して食堂で行われるよう努めていますか。			

点検項目	762D ± -I	点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その 他
20. 機能訓練 条例第196条 予防条例第185条	事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行っていますか。 →機能訓練室での機能訓練に限らず、日常生活やレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果が十分に配慮されているか。			
管理の下における介護 条例第197条	(1)看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行っていますか。			
予防条例第186条	(2)事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきをしていますか。			
	(3)事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。			
	(4)事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に 取り替えていますか。			
	(5)事業者は、(1)から(4)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。			
	(6)事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていませんか。			
22. その他のサービスの提供 条例第199条 予防条例第188条	(1)事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めていますか。 →レクリエーション行事の主な内容 () →行事は、利用者の家庭環境等を十分踏まえ、日常生活の自立を助けるためのものとなっているか。			
	(2)事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。			
市への通知 条例第203条準用条 例第26条 予防条例第181条準 用予防条例第51条 の3	②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。			
	(1)事業所の管理者は、事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 ➤他の業務を兼務する場合、管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど事業所の管理業務に支障はないか。			
	(2)事業所の管理者は、当該事業所の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。			

点検項目	確認事項	点検結果		果「不適」の場合の事由 及び改善方法、その	
及び根拠法令等	(唯 総 争 埃	適	不適	他	
25. 運営規程 条例第200条	事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めていますか。				
予防条例第178条	①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③指定(介護予防)短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 ④通常の送迎の実施地域				
	⑤施設利用に当たっての留意事項 ⑥非常災害対策 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項				
	⑧その他運営に関する重要事項➢ 運営規程の内容に変更はないか。変更があった場合は、市に変更届がなされているか。				
26. 勤務体制の確保 等	(1)事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めていますか。				
例第107条 予防条例第181条準	 ▶利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制(日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等)を定めているか。 ▶管理者等が他の事業所と兼務する場合、それぞれの勤務状況がわかるものとなっているか。 				
	(2)事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。				
	▶雇用契約その他契約により、管理者の指揮命令が従業者に対して 及ぶ者であるか。▶調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務につい ては、第三者への委託等を行っても差し支えない。				
	(3)事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。				
	→全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、 法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他 これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受 講させるために必要な措置を講じていますか。				
	 ▶事業所の外部で開催される研修については情報の取得、従業者への周知に努め、内部で開催する研修については、計画的に実施することが望ましい。 ▶運営規程等に研修等の機会を計画的に設ける旨を明示し、内部研修や外部研修会に参加させているか。 				
	(4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。				
策定等	(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講				
条例第203条準用条 例第31条の2 予防条例第181条準 用予防条例第54条 の2の2	じていますか。 ※感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。				
	(2) 短期入所療養介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。				
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。				

28. 定員の遵守 条例第201条 予防条例第179条 (1)事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指 定短期入所療養介護を行っていませんか。 ただい、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限 りでない。 (1)介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所 ・利用者を当該介護を表の定員を超えることとなる利用者数 (2)療養病氏を有する病院又は診療所である指定(分護予防)短期入所療養介護事業所 ・ 投票機所に係る病床数及び療養館の定員を超えることとなる利用者数 (3)診療所(②に掲げるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所 ・ 指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数 (4)介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 ・ 利用を当該介護医療院の入所者とみないた場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 (4)介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 ・ 利用者を当該介護医療院の入所者とみないた場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 (5)を所・利用をき当該介護医療院の入所者とみないた場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 (4)介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 ・ 利用者を当該介護医療院の入所者とみないた場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 (5)を所・治・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	点検項目	76-27 to 42			「不適」の場合の事由
を開発201条 予防条例第179条 予防条例第179条 ・		確認事項	適	不適	及び改善方法、その 他
・利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において 人所定員及収養養の定長起記ることとなる利用者数 ②療養病味を有する病院又は診療所である指定(介護予防)短期入所 療養介護事業所 ・虚養病味(係る病味数及び像養病味に係る病室の定員を超えることとなる利用者数 ③診療所(②に掲げるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業 ・指定型別人所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数 ④介護医療院なら指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数 ・一選監規程の利用定員を超えていないか。 ・一定差を超えて提供した場合は、減算措置が適正に実施されている か。 ・一選監規程の利用定員を超えていないか。 ・一定差を超えて提供した場合は、減算措置が適正に実施されている か。 ・一選監規程の利用定員を超えていないか。 ・一定差を超えて提供した場合は、減算措置が適正に実施されている か。 ・一型監視程の利用定員を超えていないか。 ・一定を超えて提供した場合は、減算措置が適正に実施されている か。 ・一地域等との交流の主な内容(・ 地域等との交流の主な内容(・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	28. 定員の遵守 条例第201条 予防条例第179条	定短期入所療養介護を行っていませんか。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限			
療養介護事業所		・利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において			
3 診療所(②に掲げるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業		療養介護事業所 ・療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えるこ			
### ### ### ### ### ### ### ### ### #		③診療所(②に掲げるものを除く。)である指定短期入所療養介護事業			
利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定		・ 指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超える			
29. 地域等との連携		・利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定			
そ例第203条準用条例第165条 - 一地域等との交流の主な内容()		→定員を超えて提供した場合は、減算措置が適正に実施されている			
条例第203条準用条 例第181条準	29. 地域等との連携				
用予防条例第140条 30. 地域との連携等 条例第203条準用条 例第38条 予防条例第181条準 用予防条例第181条準 用予防条例第54条 の9 31. 非常災害対策 条例第203条準用条 例第109条 予防条例第181条準 用予防条例第120条 の4 (2)事業者は、事業所の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に関する具体的計画を立てていますか。 →「高齢者福祉施設等における非常災害対策の計画作成の手引き」 を参考とするなどし、計画を立てているか。 (3)事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知していますか。 →非常災害時に地域住民の協力が得られる体制である体制(有・無) ※関係機関への通報・連携体制の整備 ⇒ 火災等の災害時に、地域の消防機関へ連かいに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、、国域から消防機関へ連やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、、国域から消防機関へ連歩いる場所を必然であること。 (4)事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	例第165条	めていますか。			
条例第203条準用条 例第38条 予防条例第181条準 用予防条例第54条 の9 31. 非常災害対策 条例第203条準用条 例第109条 予防条例第181条準 用予防条例第181条準 用予防条例第120条 04 (1)事業者は、事業所の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、 火山災害等個別に非常災害に関する具体的計画を立てていますか。 →「高齢者福祉施設等における非常災害対策の計画作成の手引き」 を参考とするなどし、計画を立てているか。 (2)事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備 するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に 従業者に周知していますか。 →非常災害時に地域住民の協力が得られる体制(有・無) ※関係機関への通報・連携体制の整備 ⇒ 火災等の災害時に、地域 の消防機関へ速かがに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、自頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際 に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。 (4)事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	用予防条例第140条	→地域寺との交流の主は内谷()			
31. 非常災害対策 条例第203条準用条 例第109条 予防条例第181条準 用予防条例第120条 の4 (1)事業者は、事業所の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に関する具体的計画を立てていますか。 →「高齢者福祉施設等における非常災害対策の計画作成の手引き」を参考とするなどし、計画を立てているか。 (2)事業者は、(1)の具体的計画の内容については、従業者及び利用者に分かりやすぐ事業所内に掲示していますか。 (3)事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知していますか。 →非常災害時に地域住民の協力が得られる体制(有・無) ※関係機関への通報・連携体制の整備 ⇒ 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。 (4)事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	例第38条 予防条例第181条準 用予防条例第54条	る利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行			
例第109条 予防条例第181条準 用予防条例第120条 の4 (2)事業者は、(1)の具体的計画の内容については、従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していますか。 (3)事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知していますか。 →非常災害時に地域住民の協力が得られる体制(有・無) ※関係機関への通報・連携体制の整備 ⇒ 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。 (4)事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	31. 非常災害対策				
(2)事業者は、(1)の具体的計画の内容については、従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示していますか。 (3)事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知していますか。 →非常災害時に地域住民の協力が得られる体制(有・無) ※関係機関への通報・連携体制の整備 ⇒ 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。 (4)事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	用予防条例第120条	を参考とするなどし、計画を立てているか。			
するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知していますか。 →非常災害時に地域住民の協力が得られる体制(有・無) ※関係機関への通報・連携体制の整備 ⇒ 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。 (4)事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	0)4		_		
※関係機関への通報・連携体制の整備 ⇒ 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。 (4)事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。		するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に			
の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めること。 (4)事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。		→非常災害時に地域住民の協力が得られる体制(有・無)			
要な訓練を行っていますか。		の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際			
(5)(4)で地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。					
		(5)(4)で地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。			

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等		適	不適	及び改善方法、その 他
32. 衛生管理等 条例第203条準用 第143条 予防条例第181条準 用予防条例第121条	(1)事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。 (市水 ・ 井水)			
	(2)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ①当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、短期入所療養介護従業者に周知徹底を図ること。 ②当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③当該事業所において、短期入所療養介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 ▶ レジオネラ属菌検査 →過去3年間のレジオネラ属菌検査実施日 () () () ▶ 検査結果(以下に○を付す) 不検出(10CFU/100ml以上) → () ★ 出(10CFU/100ml以上) → () ★ 検査未実施の場合 検査予定月 年 月頃) ▶空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。			
例第33条 予防条例第181条準 用予防条例第54条 の4	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。・掲示内容が実際のサービス内容と一致しているか。・重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。・原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。(令和7年4月1日から施行)			
34. 秘密保持等 条例第203条準用条 例第34条 予防条例第181条準 用予防条例第54条 の5	(1)事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 →研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。			
	(2)事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 >従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの対策を講じているか。(誓約書や就業規則)			
	(3)事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 >個人情報を用いる場合は、利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配布される範囲等)がされ、文書による同意を得ているか。			

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法、その	
		適	不適	及び改善方法、その 他	
35. 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 条例203条準用第36条 予防条例第181条準用予防条例第54条の7	事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。				
36. 苦情処理 条例第203条準用条 例第37条 予防条例第181条準 用予防条例第54条 の8					
	(2)事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。				
	(3)事業者は、提供したサービスに関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例:(有・無)				
	(4)事業者は、市からの求めがあった場合は、(3)の改善の内容を市 に報告していますか。 →事例:(有・無)				
	(5)事業者は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例:(有 ・ 無)				
	(6)事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、 (5)の改善の内容を連合会に報告していますか。 →事例:(有 ・ 無)				
37. 事故発生時の対応 条例第203条準用条 例第39条 予防条例第181条準 用予防条例第54条 の10	→事故事例(有・無) →事故対応マニュアル等(有・無)				
	(2)事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 →事故の記録(有・無) →有の場合、市への報告(有・無) →従業者への周知(有・無) →周知の方法()				

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等		適	不適	及び改善方法、その 他
	(3)事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 → 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 →損害賠償保険への加入 (有 ・ 無)			
38. 虐待の防止 条例第203条準用条 例第39条の2 予防条例第181条準 用予防条例第54条 の10の2	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的に開催するとともに、その結果について、短期入所療養介護従業者に周知徹底を図ること。 ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③事業所において、短期入所療養介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。			
39. 会計の区分 条例第203条準用条 例第40条 予防条例第181条準 用予防条例第54条 の11	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。			
負担軽減に資する方 策を検討するための 委員会の設置 条例第203条準用条 例第165条の2 予防条例第140条 の2 ※令和9年4月1日 より、義務化となり ます。	その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催していますか。 ※本委員会は、他に事業運営に関する会議(事故発生の防止のための委員会等)を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ※利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令とは異なる委員会の名称を用いても差し支えない。			
41. 記録の整備 条例第202条 予防条例第180条	(1)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。			
	(2)事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①(介護予防)短期入所療養介護計画 ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④入所者に関する市への通知に係る記録 ⑤苦情の内容等の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録			

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検適	結果 不適	「不適」の場合の事由 及び改善方法、その 他
42. 電磁的記録等 条例第276条 予防条例第266条	(1) 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条において書面(被保険者証に関するものを除く。)で行うことが規定されば想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的計行うことができる。 (2) 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定によります。	列の打ていることは、一つには、一つに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これ	見てよ スのれ	
V 変更の届				
介護保険法第75条 介護保険法施行規則 第122条	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、事業を廃止し又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を市に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②代表者の氏名及び住所 ③登記事項証明書又は条例等 ④建物の平面図(事業を併設事業所において行う場合にあっては、併設本体施設の平面図を含む。) ⑤管理者の氏名、生年月日、住所 ⑥運営規程 ⑦協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 ⑧事業に係る居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関する事項	0		